

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 30(あ)2822	原審裁判所名	福岡高等裁判所
事件名	業務上過失傷害等	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 32 年 12 月 17 日	原審裁判年月日	昭和 30 年 8 月 30 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	決定		
結果	棄却		
判例集等	刑集 第 11 卷 13 号 3246 頁		

判示事項	<p>一 列車の運転取扱に関する特別の規定と鉄道従業員の注意義務</p> <p>二 折返し運転を行うべき閉そく区間に、タブレットなく且つ所定の防護を実施していない列車が停止している場合における関係駅当務助役の注意義務</p> <p>三 閉そく区間においてタブレットおよび指導者のない列車に乗務する車掌の注意義務</p>
裁判要旨	<p>一 駅長その他の鉄道従業員は、単に列車の運転取扱に関する特別の規定を守るだけでその義務を常につくしたものであるということとはできず、いやしくも列車の運転に関して危険の発生を防止するに可能なかぎり一切の注意義務をつくさなければならない。</p> <p>二 タブレット閉そく方式の施行されている閉そく区間の甲、乙両駅間の線路故障のため、両駅各当務助役の協議により両駅からそれぞれ線路故障現場付近まで指導式により列車の折返し運転を行うべき場合において、これより先既に右故障現場付近に停止中の列車があり、同列車にタブレットなく且つ列車運転取扱心得所定の防護措置が実施されていないときは、両駅各当務助役は、右停止中の列車が移動することのない明確な事実を確認するかまたはその移動を不能ならしめる的確有効な措置を講じて折返し運転列車の運転予定およびその連絡方法等を具体的に打合せるべき注意義務がある。</p> <p>三 閉そく区間においてタブレットおよび指導者のない列車に乗務する車掌は、発車に際し衝突等の危険が濃厚であることを察知したときは、運転士に対し発車合図をすることを避止する等列車の発車を抑止すべき注意義務がある。</p>

全 文	
主 文	<p>本件各上告を棄却する。</p>
理 由	<p>被告人 A の弁護人三原道也、同水谷金五郎の上告趣意は、単なる法令違反および事実誤認の主張であり（水谷弁護人の所論中には憲法一四條違反をいう点もあるが、その実質は前記の主張をでない）、被告人 B の弁護人和智昂、同和智龍一、同武井正雄の上告趣意は、判例違反をいう点もあるが結局は単なる法令違反および事実誤認の主張と、量刑の非難とに帰し、いずれも刑訴四〇五條の上告理由に当らない。論旨は要するに、原判決は西日本鉄道および日本国有鉄道の運転取扱心得ならびに刑法二―一條の解釈適用を誤り、被告人らに不当な注意義務を認めたものであるというにほかならない。しかし、駅長その他の鉄道従業員は、単に列車の運転取扱に関する特別の規定を守るだけでその義務を常につくしたものであるということとはできず、</p>

いやしくも列車の運転に関して危険の発生を防止するに可能なかぎり一切の注意義務をつくさなければならぬのであるから（昭和九年（れ）五三三号同年六月二二日大審院判決、刑集一三卷一一号八六三頁参照）、原判決が証拠によつて認められる本件列車衝突事故発生のおきさつとして、くわしく判示した状況のもとにおいては、被告人らに刑法二一条の業務上必要な注意を怠つた過失があつたものと認めた原審の判断は正当である。その他記録を調べても、刑訴四一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官 島保 裁判官 河村又介 裁判官 小林俊三 裁判官 垂水克己）